

三春町町民自治基本条例をご存知ですか？ ③

三春町町民自治基本条例を前号に引き続き紹介します。

今月号は、「第2章 自治の基本原則」です。

三春町において、まちづくりを進めるうえで、町民、議会及び町の共通認識として、特に大切にしたい8つの事項を自治の基本原則として決めました。

第2章 自治の基本原則

(協働)

第3条 町民、議会及び町は、それぞれの果たすべき責務を相互に理解し、協働によりまちづくりを進めることを原則とする。

【解説】

それぞれの果たすべき責務を、それぞれが理解し、自ら果たすべきことは自らい、協力して行うべきことは協力して行ないながら進めていくこと。

(情報共通)

第4条 町民、議会及び町は、協働を可能とするため、情報を適切に提供し合い、情報共有を図ることによりまちづくりを進めることを原則とする。

【解説】

お互いが持っている情報をそれぞれ提供しあい、地域の課題等に対して共通認識を持つことが前提となるということ。

(合意形成)

第5条 町民、議会及び町は、共有した情報に基づき共通認識にたつて、合意形成を図りながらまちづくりを進めることを原則とする。

【解説】

関係当事者の間でできる限りの合意形成を図ることが大切であり、そのために、情報共有により地域の課題等に対して共通認識にたつて、対話等を重ねながら進めていくこと。

(公益的活動の尊重)

第6条 町民、議会及び町は、地区まちづくり協会活動その他それぞれの町民が自主的に行う公益的な活動を、認識し、守り、育てながらまちづくりを進めることを原則とする。

【解説】

町内7地区の各まちづくり協会やNPOなどの各種団体により、地域社会全体の利益につながるさまざまな自主活動がなされており、その活動について、理解を深めて、充実・発展させていくこと。

(学習能力の向上)

第7条 町民、議会及び町は、郷土の歴史、地方自治及び民主主義等について自ら学び、その能力の向上を図りながらまちづくりを進めることを原則とする。

【解説】

郷土の歴史、地方自治および民主主義のほかさまざまな分野について自発的に学習し、その能力を高めながら進めていくこと。